

姫路市観光資源PRパンフレット作成業務委託公募型プロポーザル実施要領

本要領は、姫路市観光資源PRパンフレット作成業務委託を行うに当たり、業務全般に関して最も適正な企画力、技術力、実施体制及び実績をもった業者を公募型プロポーザル方式により選定するために定めるものである。

1 業務概要

(1) 業務名

姫路市観光資源PRパンフレット作成業務（以下「本業務」という。）

(2) 本業務概要

新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）の感染拡大の影響により、3密の回避や衛生面における配慮など新しい生活様式に順応した観光需要が高まっており、当面は、マイクロツーリズムと言われる地元エリア内の観光を促進することによる感染症の拡大予防と地域経済の活性化の両立が求められている。

また、このような状況は、地域住民がこれまで身近であるが故に着目してこなかった地元の観光資源に触れる絶好の機会となり、地域の歴史や文化をあらためて知るなど、地域の魅力の再発見にもつながる。

そのため、本市では、姫路城以外で、まだ地域に眠っている観光資源（以下「地域観光資源」という。）に目を向けてもらう機会になるよう、ハイキングやウォーキングを楽しむことができるパンフレット（以下「パンフレット」という。）を作成し、情報発信することにより、混雑や密の緩和を図りながら、観光需要の回復・地域経済の活性化を目指す。

(3) 契約期間

契約締結日から令和4年2月28日（月）まで

2 参加資格

参加申込みをする者は、次に掲げる条件を全て満たしていなければならない。

- (1) 姫路市入札参加資格制限基準（平成25年3月25日制定）に該当しない者であること。
- (2) 姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱（平成25年4月1日制定）第3条に定める排除対象業者（以下「排除対象業者」という。）に該当しない者であること。
- (3) 法人にあつては姫路市税（以下「市税」という。）、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない者（新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）第3条の規定による納税の猶予を受けている者（以下「国税の特例猶予を受けている者」という。）にあつては当該猶予以外に国税の滞納がないもの、地方税法（昭和25年法律第226号）附則第59条の規定による徴収猶予を受けている者（以下「地方税の特例猶予を受けている者」という。）にあ

っては当該猶予以外に市税の滞納がないもの)、個人にあつては市税、消費税及び地方消費税並びに所得税に滞納がない者(国税の特例猶予を受けている者にあつては当該猶予以外に国税の滞納がないもの、地方税の特例猶予を受けている者にあつては当該猶予以外に市税の滞納がないもの)であること。

(4) 公告の日から契約候補者特定の日までの間において、次の全てに該当すること。
ア 指名停止(姫路市登録業者指名停止等措置要綱(昭和62年6月25日制定)の規定による指名停止をいう。以下同じ。)を受けていないこと。

イ 指名停止の措置要件に該当しないこと。

(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における更生手続開始の申立てを含む。)がなされていないこと又は当該申立てがなされている場合において、国土交通省の一般競争参加資格の再認定を受けていること。

(6) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと又は当該申立てがなされている場合において、国土交通省の一般競争参加資格の再認定を受けていること。

(7) 令和3年度姫路市業者登録名簿の業務「役務提供」、業種「広告、催事、展示」、詳細業種「印刷物・デザイン等製作」に登録されている者であること。

(8) 他の参加表明者との間に次のアからウまでのいずれにも該当する関係がないこと。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。ただし、子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。)又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社(以下「更生会社」という。)又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続(以下「再生手続」という。)が存続中の会社である場合を除く。

(ア) 親会社(会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合を除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他適正な業者選定手続が阻害されると認められる関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

(ア) 組合とその組合員

(イ) 一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が夫婦の関係である場合

3 実施スケジュール

期日等	内容
令和3年 8月11日(水)	公告・募集要領、仕様書等の提示
令和3年 8月25日(水) 正午	プロポーザル参加申込書提出期限
令和3年 8月26日(木) 午後1時以後	プロポーザル参加資格確認通知書発送
令和3年 8月26日(木) 午後1時から 令和3年 9月 2日(木) 正午まで	質問受付期間
令和3年 9月 6日(月) 午後1時以後	質問回答日
令和3年 9月24日(金) 午後5時まで	提案書提出期限
令和3年10月 4日(月)	選定結果通知
令和3年10月 7日(木) 以後	契約締結

4 プロポーザル参加申込書の提出、審査及び通知

(1) 受付期間

令和3年8月11日(水) から同月25日(水) 正午まで

(2) 受付場所

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地

姫路市 観光スポーツ局 観光文化部 観光課 (姫路市役所本館7階)

電話：079-221-2116 FAX：079-221-2101

e-mail：kanko@city.himeji.lg.jp

(3) 提出書類

ア プロポーザル参加申込書兼誓約書(様式第1号)

イ 関連企業申告書(様式第2号)

ウ 第2項第3号に規定する税目について滞納がないことの納税証明書

※ 市税の納税証明書については、地方税法附則第59条の規定による徴収の猶予を受けている場合は、当該事実を証する書類とする。

また、国税の納税証明書については、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第3条の規定による納税の猶予を受けている場合は、当該事実を証する書類とする。当該事実を証する書類については、観光課に確認すること。

エ 業務実績が確認できる書類(業務実績調書(様式第3号)、契約書頭書の写し及び仕様書等の業務内容が分かる書類)

オ 会社概要書(最新のもの)(1部)

カ プロポーザル参加資格確認書(以下「確認通知書」という。)の返信用封筒(郵送希望の場合のみ。郵送先を記載し、簡易書留分の切手を貼った長3封筒を提出すること。提出がない場合は、FAXにて確認通知書を送信する。)

(4) 提出方法

持参又は郵送とする。

なお、郵送の場合は、書留郵便等配達記録の確認ができるものによること。

(5) 参加資格の確認

ア 参加資格は、提出された書類により審査し、その結果は、令和3年8月26日（木）午後1時以後に確認通知書を発送する。

イ 参加資格がないとされた者に発送する確認通知書にはその理由を記載する。

ウ 参加資格がないと認められた者は、本市に対して参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。その場合は、令和3年8月30日（月）までに、参加資格がないと認めたことに対する説明請求を書面（様式は任意とする。）により観光課に提出すること。本市は、期日までに当該請求があった場合は、請求者に対し速やかに回答する。

5 実施要領及び仕様書に関する質問の受付・回答

(1) 令和3年8月26日（木）午後1時から同年9月2日（木）正午までに質問書（様式第4号）にて提出のこと。

※ 提出は、FAX又は電子メールによることとし、電話での質問には回答しない。
また、質問提出締切日以後の質問は、一切認めない。

(2) 質問書の提出先

前項第2号と同じ。

(3) 質問への回答

ア 令和3年9月6日（月）午後1時以後に速やかに、全ての質問と回答を記載した同一の内容の書類を、FAX又は電子メールで全ての参加申込者に送付する。

イ 質問が評価基準に関する内容である場合は、回答しないことがある。質問の内容に参加者を特定できる記載があるときは、回答しない。

ウ プロポーザル参加申込書の提出をしていない者の質問には、回答しない。

エ 質問者名は、公表しない。

6 提案書の提出

(1) 提出期限

令和3年9月24日（金）午後5時まで

(2) 提出場所

第4項第2号と同じ。

(3) 提出書類

A4サイズ又はA3サイズの用紙を用い、A4サイズにまとめて提出できるようにすること。様式が指定されているものは、所定の様式に従うこと。

なお、提案書には、次の事項を記載すること。

ア 企画提案書表紙及び目次

イ 事業の趣旨及び考え方

ウ 業務提案内容

仕様書第1章3業務内容について、以下の内容を提案すること

(7) 地域観光資源の発掘・コースの選定

- ・掲載予定の地域観光資源をコースごとに提案すること。
- ・選定した6コースの概略を簡潔に提案すること。

(4) モデルコースの設定

- ・選定した6コースのうちいずれか1コースのラフ案を提案すること。

(ウ) 全体構成

- ・パンフレットの全体構成が分かるラフ案を提案すること。

(エ) 独自提案

- ・その他独自提案がある場合は、別途提案すること。

エ 業務実績（様式第5号）、契約書頭書の写し及び仕様書等の業務内容が分かる書類の写し

オ 業務実施体制（様式第6号）、従事実績内容の確認できる書類の写し

カ その他特記事項

提案内容又はその他事項で特にアピールしたい事項があれば記載すること。

キ 事業費見積書（様式第7号）

当該業務に必要な全ての経費を見積もること。

また、その積算内訳を業務別に記載した内訳（様式任意）を添付すること。

(4) 提出部数

原本1部、副本11部（副本は、前号エ、オ及びキを含まない提案書とする。）

(5) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。郵送の場合は、書留郵便等、配達記録が確認できるものによること。

なお、持参により提出する場合の受付時間は、姫路市の休日を定める条例（平成2年姫路市条例第15号）第2条第1項に規定する本市の休日を除く日の午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとし、郵送により提出する場合は、提出期限の日の午後5時必着とする。

(6) その他

ア 提出書類（副本）には提案書を提出した参加者（以下「提案者」という。）が特定できるような表示及び記載等は、一切認めない。参加者が特定できるような記載がある

場

合は、失格となることがある。

イ 提出された書類は、本業務の契約候補者の特定の過程で必要に応じて複製する場合がある。

ウ 提出された書類は、本業務以外の目的で使用しない。

7 提案書作成に関する注意事項

(1) 仕様書を参考に提案すること。

(2) 提案書の枚数については、特に制限しないが、簡潔に内容が分かるように配慮すること。

また、実現性のある提案を行うこと。

(3) 提出する提案は、各社1件とする。

(4) 要求した以外の資料は、審査対象としない。

(5) 提出期限後の提案書の変更、差替え及び再提出は、認めない。

(6) 提案に当たっては、著作権等第三者の権利の関わるものの使用については、提案者の責任において処理すること。

(7) 本市は、プロポーザル前において、天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、プロポーザルの実施を延期し、又は取り止めることができる。この場合において、参加申込者に生じた損害は、当該参加申込者の負担とする。

8 本件の提案上限金額

2,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

上記の提案上限金額を目安に提案書を作成すること。（見積額は、本件の提案上限金額以内とする。）

※ 受託候補者として特定した場合は、別途、契約締結に係る交渉を行うため、この提案上限価格での契約を約するものではない。

9 業者選定

(1) 審査及び契約候補者の特定方法

ア 審査は、書面審査によるものとし、次号の評価項目及び評価基準に基づき評価し、提案者ごとに総合評価点を算出する方法による。

イ 評価は、姫路市観光資源PR事業に係るパンフレット制作等業務委託選定会議において実施する。

ウ 審査の結果、総合評価点の最も高い提案者を契約候補者とする。

エ 契約候補者となるべき総合評価点の者が2者以上ある場合は、それらの者の中から、くじにより契約候補者を特定する。

(2) 評価項目及び評価基準

評価項目		評価基準	配点
実績 など	事業者の類似業務実績	事業者の類似業務受託実績	8点
	業務実施体制・担当者の経歴	業務実施体制、担当者の類似業務経験	8点
	地域精通度	事業者の所在地	4点
業務 全般	業務実施方針	業務目的や業務内容を理解しているか	10点
	業務見通し	業務スケジュールは実現可能で具体的に示されているか	10点
企画力	地域観光資源の発掘	発掘した地域観光資源は訴求力の高いもの	10点

	のか	
コースの選定	選定したコースは地域観光資源の誘客促進につながるものか	10点
マップのデザイン	マップのデザインはターゲット層を意識し、市民や観光客にとって魅力的で興味を引く内容か	15点
全体構成	パンフレット全体のデザイン及び構成は地域観光資源の魅力が伝わる内容か	15点
独自提案	提案上限額内で独自の提案はあるか	5点
事業費	見積額により算出	10点
合計		105点

(3) 評価基準及び得点化方法

ア 実績など

(ア) 地域精通度

市内に本店がある	4点
市内に支店や支社、事業所等がある	2点
市内に本店、支店等がない	0点

(イ) 地域精通度以外

次の表のとおり5段階評価で項目ごとに評価点を算出する。

評価	判断基準	得点化方法
A	当該項目に関して優れている	各項目の配点×1.00
B	AとCの中間程度	各項目の配点×0.75
C	当該項目に関して仕様書の内容を満たす程度	各項目の配点×0.50
D	CとEの中間程度	各項目の配点×0.25
E	当該項目に関して優れていない	各項目の配点×0.00

イ 提案内容

次の表のとおり6段階評価で項目ごとに評価点を算出する。

評価	判断基準	得点化方法
A	当該項目に関して特に優れている	各項目の配点×1.00
B	当該項目に関して優れている	各項目の配点×0.80
C	BとDの中間程度	各項目の配点×0.60
D	当該項目に関して仕様書の内容を満たす程度	各項目の配点×0.40
E	DとFの中間程度	各項目の配点×0.20
F	当該項目に関して優れていない	各項目の配点×0.00

ウ 事業費

各提案者から提案された見積額のうち、最低の金額を示した提案者を第1位として、事

業費（見積額）に関する評価点の満点である10点を付与し、その他の提案者の評価点は、10点に第1位の見積額と当該提案者が示す見積額との比率を乗じた値を乗じて得た数（小数点以下三位を四捨五入する。）とする。

(4) その他

ア 提案者が1者の場合でも、書面審査を実施する。

イ いずれの提案も前号における提案内容の評価において、「F」を含むなど、要求水準を満たしていないと判断した場合は、契約候補者の特定を行わないことがある。

ウ 審査の経過に対する問合せには応じない。

10 提出書類作成上の注意点

- (1) 提出書類の内容に関し、疑問点や確認事項が発生した場合は、その都度、説明を求めることがある。
- (2) 提出期限後の提出書類の変更、差替え及び再提出は、認めない。
- (3) 提出された書類は、返却しない。

11 選定結果の通知

- (1) 選定の結果は、結果のいかんに関わらず、速やかに各社宛てに書面で通知するほか、契約候補者名を本市ホームページに掲載する。
- (2) 審査の経緯については、一切公表しない。
また、審査結果に対する異議申立ては、一切受け付けない。
- (3) 契約候補者は、令和3年10月7日（木）午後5時までに、本件業務の見積書を観光課に提出すること。提出方法は、郵送又は持参とする。
なお、郵送の場合は、上記日時必着とし、書留郵便等、配達記録が確認できるものによること。

12 参加の辞退に関する事項

- (1) 参加表明者は、第9項第1号エの規定により行うくじの対象者に該当する場合を除き、契約候補者が特定されるまでの間は、いつでも参加を辞退することができる。
- (2) 参加を辞退する場合は、辞退届を書面（様式は任意とする。）により観光課に持参又は郵送（書留郵便等、配達記録が確認できるものに限る。）で提出すること。
なお、辞退届を提出した後は、辞退届を撤回することはできない。

13 契約の方法

- (1) 審査の結果、特定した契約候補者と契約の締結交渉を行い、合意した場合に契約を締結する。基本的には提案内容に沿った形で委託契約を行うが、本件における提案はあくまで契約候補者選定の審査材料となるものであるため、実際の契約締結及び業務推進に当たっては、本市と協議した上で業務内容等の部分的な修正を行うことがあるので留意すること。

- (2) 契約候補者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合は、次順位の者を繰り上げて、その者を契約候補者として契約の締結交渉を行う。この場合において、次順位のほかに契約候補者となるべき総合評価点の者が2者以上あるときは、第9項第1号エと同様の方法により契約候補者を特定する。
- (3) 提案書は、契約書の一部とする。
- (4) 契約保証金については、姫路市契約規則（昭和62年姫路市規則第29号）第29条の規定を適用する。

14 その他特記事項

- (1) 次のいずれかに該当する場合は、このプロポーザルへの参加資格を無効とする。
 - ア 期限までに提案書等を提出しない場合
 - イ 提出書類に虚偽の記載がある場合
 - ウ 見積額が提案上限額を超える場合
 - エ その他このプロポーザルの条件に違反した者
- (2) プロポーザルへの参加申込者は、参加を通じて知り得た情報を漏らさないこと。
- (3) 契約候補者特定後、契約候補者が契約締結までの間に第2項に規定する参加資格を満たさなくなった場合は、契約候補者の決定を無効とし、契約を締結しないことがある。
- (4) プロポーザルの参加に要する費用は、参加申込者の負担とする。
- (5) 契約候補者が正当な理由なく契約の締結を辞退した場合は、指名停止を行うことがある。
- (6) 契約候補者は、契約締結までに暴力団排除要綱様式第3号に定める暴力団排除に関する誓約書を提出しなければならない。
- (7) 参加表明書及び提案書等の書類に故意に虚偽の記載をした場合は、指名停止を行うことがある。

15 問合せ先

〒670-8501 兵庫県姫路市安田四丁目1番地

姫路市 観光スポーツ局 観光文化部 観光課

電話：079-221-2116 FAX：079-221-2101

e-mail：kanko@city.himeji.lg.jp